

富山型高性能住宅推進事業費補助金実施要領

(目的)

第1条 この要領は、富山型高性能住宅推進事業費補助金交付要綱(以下、「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「県産材」とは、富山県内の森林において合法的に伐採された立木を県内において製材・加工した木材(県内ではできない加工を要するものを除く。)をいう。

2 この基準における用語の定義は、この条に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定めるところによる。

(富山型高性能住宅性能基準)

第3条 要綱第2条第3号から第6号で規定する水準及び基準は、以下のとおりとする。

(1) 富山型高性能住宅のチャレンジ水準は、次に掲げる基準に適合するものであることとする。

ア 断熱性能について、外皮平均熱貫流率が0.23以下であること。

イ 気密性能について、相当隙間面積が $1.0\text{cm}^3/\text{m}^2$ 以下であること。

ウ 一次エネルギー消費量について、設計一次エネルギー消費量が、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から35%以上削減されていること。

エ 住宅の敷地内に自家消費型の太陽光発電設備を設置すること。その場合、一次エネルギー消費量について、設計一次エネルギー消費量が、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されていること。

オ 耐震性能について、評価方法基準における耐震等級3に適合すること。

カ 富山らしさについて、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものであること。

(ア) 景観との調和について、次のいずれかに該当するものであること。

a 富山県景観条例(平成14年富山県条例第45号)第13条の規定により景観づくり住民協定が締結され、知事に届け出た区域内に住宅が存する場合において、当該協定に定める建築物等の位置、形態、意匠、色彩若しくは素材又は当該区域の緑化等に関する事項に適合するものであること。

b 建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定にする建築協定が締結された区域内に住宅が存する場合において、当該協定に定める建築物等の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準に適合するものであること。

c 次に掲げる要件に適合するものであること(aの要件とb、c、d、e又はfの要件が相反する場合は、それぞれaの要件に適合すれば他方の要件にも適合するものとみなす)。

(a) 連続した景観の町並みを形成している地域に住宅が存する場合にあっては、壁面線、色彩、形態、素材等が町並みと調和のとれたまとまりのあるデザインとすること。

(b) 屋根は、勾配のあるものとし、低明度かつ低彩度の色とすること。

- (c) 外壁は、暖色系色相で、低彩度の色とすること。
 - (d) 道路、公園等不特定多数の者が利用する公共空間側に屋外設備機器を設ける場合にあっては、囲いをするなどして直接見えないようにすること。ただし、太陽光発電設備等やむを得ない機器については、この限りではない。
 - (e) 住宅に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、住宅と色相を揃えるなど、住宅本体の色彩と調和するものとする。
 - (f) 住宅と前面道路との間に緑化した部分を設けること。
- (イ) 伝統技術の活用について、次に掲げる要素のうち3以上に該当するものであること。
- a 屋根全体が瓦葺であること。
 - b 軒の出が0.75m以上であること。
 - c 外壁の一面以上を漆喰、土、砂、珪藻土等の塗り壁仕上げ、又は板張り仕上げとすること。
 - d 内壁の見付面積8㎡以上を漆喰、土、砂、珪藻土等の塗り壁仕上げ、又は板張り仕上げとすること。
 - e 室又は廊下の1以上の天井を木材による板張り仕上げとすること。
 - f 室又は廊下の1以上の床を木材による板張り仕上げとすること。
 - g 畳の間（6畳以上。ただし置き畳を除く。）を設置すること。
 - h 木製建具（框戸、格子戸、障子、襖戸）を見付面積5㎡以上設置すること。
 - i 幅一間以上の玄関入口に引き戸があること。
 - j 欄間を設置すること。
 - k 床の間を設置すること。
 - l 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により伝統的工芸品として経済産業大臣が指定したもののうち富山県内の伝統的工芸品、富山県伝統工芸品として知事が指定したものその他これらに類するものを使用すること（建築物に固着するものに限る。）。
- (ウ) 県産材の利用について、次のいずれかに該当するものであること。
- a 県産材を1棟あたり1㎡以上使用すること。
 - b 外壁の一面以上を県産材の板張り仕上げとすること。
 - c 内壁の見付面積8㎡以上を県産材の板張り仕上げとすること。
 - d 室又は廊下の1以上の天井を県産材による板張り仕上げとすること。
 - e 室又は廊下の1以上の床を県産材による板張り仕上げとすること。
 - f 過半が県産材でできた木製建具（框戸、格子戸、障子、襖戸）を見付面積5㎡以上設置すること。
 - g 過半が県産材でできた欄間を設置すること。
- キ 次に掲げる要素のうち、4以上に該当するものであること。
- (ア) 高効率給湯器の設置
 - (イ) 蓄電池の設置
 - (ウ) V2Hの導入
 - (エ) HEMSの導入
 - (オ) 再生可能エネルギー熱利用設備の設置（太陽熱・地中熱・木質バイオマス）

- (カ) 制振・免振装置の設置
 - (キ) 維持管理（評価方法基準における等級3）
 - (ク) 劣化対策（評価方法基準における等級3）
 - (ケ) バリアフリー（評価方法基準における等級3）
 - (コ) 全館空調システムの導入
 - (カ) 熱交換換気システムの導入
 - (シ) 床暖房の導入
- (2) 富山型高性能住宅のアドバンス水準は、次に掲げる基準に適合するものであることとする。
- ア 断熱性能について、外皮平均熱貫流率が0.34以下であること。
 - イ 気密性能については、前号イの基準とする。
 - ウ 一次エネルギー消費量について、設計一次エネルギー消費量が、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。
 - エ 原則として住宅の敷地内に自家消費型の太陽光発電設備を設置すること。
 - オ 耐震性能について、評価方法基準における耐震等級2に適合すること。
 - カ 富山らしさについては、前号カの基準とする。
 - キ 前号キに掲げる基準のうち、2以上に該当するものであること。
- (3) 富山型高性能住宅の全体改修は、次に掲げる基準に適合するものであることとする。
- ア 断熱性能について、外皮平均熱貫流率が0.34以下であること。
 - イ 気密性能については、相当隙間面積が $5.0\text{cm}^3/\text{m}^2$ 以下であること。
 - ウ 一次エネルギー消費量について、設計一次エネルギー消費量が、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
 - エ 耐震性能について、壁量1.25倍（評価方法基準における耐震等級2相当）であること。
- (4) 富山型高性能住宅のゾーン改修は、次に掲げる基準に適合するものであることとする。
- ア 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修するものであること。
 - イ 断熱性能について、断熱改修範囲の熱的境界について、熱的境界外を外気と仮定した場合の外皮をZEHレベルの仕様基準に適合する建材で断熱化すること。ただし、住宅内部の熱的境界の内外に通じる開口などやむを得ない部分は除く。
 - ウ 耐震性能について、壁量1倍（評価方法基準における耐震等級1相当）であること。

（雑則）

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年6月6日から施行する。